

令和5年度 事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

令和5年度事業計画書

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター（以下「支援センター」という。）は、犯罪被害者等への支援体制の充実及び県民の理解を深めるための広報啓発活動を最重要課題として取り組みます。

犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」という。）が、令和3年4月をもって県下の全市町村で施行されたことから、地方公共団体との連携もより強固なものとなり、今後その関係をさらに深めていきます。

また、関係機関・団体のご協力を得て、賛助会員（法人・個人）への加入を促進し、安定した財政基盤の確立を図るとともに、定款第4条に定める次の事業を推進します。

1 犯罪被害者等に対する相談事業

(1) 電話相談事業

支援センター電話相談室において月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、また、橿原市観光交流センター（橿原市内膳1丁目「かしはらナビプラザ」）に開設している「中南和相談コーナー」において、月曜日・火曜日の午前10時から午後4時までの間実施している支援活動員による相談電話のほか、性暴力被害者等を対象とした専用相談電話（通称 SARASA）事業を引き続き推進します。

なお、土曜日・日曜日を含む午後10時までの電話相談は公益社団法人全国被害者支援ネットワークが実施している「犯罪被害者等電話サポートセンター」で対応します。

(2) 面接相談事業

犯罪被害者等からの要望又は必要と認められる被害者に対し、犯罪被害相談員又は臨床心理士、弁護士、産婦人科医等が専門的な立場から面接相談を実施します。

2 犯罪被害者等に対する直接支援事業

犯罪被害者等の要望により、次の直接的支援を実施します。

- (1) 家事、身の回りの世話等日常生活の支援
- (2) 関係機関、職場関係者等への連絡
- (3) 医療機関及びカウンセリングの手配や付添い
- (4) 弁護士の手配や付添い
- (5) 警察署、検察庁、裁判所等への付添い
- (6) 急を要する場合の下着、衣類、日用品等の提供
- (7) 令和4年6月より運用を開始した「被害者緊急支援基金」制度の迅速かつ効果的な適用
- (8) その他犯罪被害者等から要望があり、必要と認められるもの

3 犯罪被害者等給付金の支給裁定申請の補助事業

犯罪被害者等給付金対象事件については、犯罪被害者等給付金申請補助員が犯罪被害者等に同制度の説明を確実に行うとともに、被害者等の要望により給付金の支給裁定申請の補助を行います。

4 犯罪被害者等の自助グループへの支援事業

犯罪被害者等による自助グループ結成についての相談に対しては、適切にアドバイスするとともに、会議場所の提供及び人材の派遣等を行います。

5 関係機関、団体等との連携による犯罪被害者等への支援事業

次の関係機関・団体等との協力及び連携を強化し、犯罪被害者等の支援の充実を図ります。

- (1) 警察、検察庁、日本司法支援センター（法テラス）及び弁護士会
- (2) 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク及び同ネットワークに加盟する被害者支援団体
- (3) 県、市町村における被害者支援担当窓口
- (4) なら被害者支援ネットワークに加盟する機関、団体

6 犯罪被害者等の実態や支援に関する調査及び研修

県・市町村及び公益社団法人全国被害者支援ネットワーク等が行う犯罪被害者等の実態や支援に関する調査、研究活動に積極的に協力します。

7 犯罪被害者等の支援活動に従事する者の養成及び継続研修

犯罪被害者等支援活動を行うボランティアを募集し、第17期養成講座を開講します。また、支援活動員の能力・資質の向上を目的とした「定例研修」や全国ネットワーク等主催の各種研修の受講を推進します。

8 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発事業

(1) 犯罪被害者週間における広報及び啓発活動

犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）の期間中、県及び県警と共同し、「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催します。

(2) 街頭キャンペーンの実施

警察をはじめ関係機関と連携し、犯罪被害者等支援に関する県民の理解を深めるための広報啓発活動を実施します。また、関係機関等が実施する各種の被害者等支援に関する催しに対して協力します。

(3) 支援センターの事業内容の周知を図るための取組

ア ホームページを随時更新するとともに、内容の充実を図り、より一層閲覧しやすいものにしていきます。

イ 広報用のポスター等を作成し、警察・市町村等に掲出します。

ウ 機関誌「ハートニュース」を年2回発刊し、広く関係機関、団体に配布

します。

エ 県下全戸に配布される奈良県交通安全協会発行の機関誌「交通やまと」に支援センターの活動内容を掲載します。

9 財源確保に向けた施策

(1) 市町村の支援条例に基づく負担金継続への働きかけ

県下の全市町村で「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」が締結できたことから、継続して負担金を拠出いただけるよう働きかけを行います。

(2) 賛助会員の拡充

支援センター収益の約半分を占める賛助会員の維持拡大に取り組み、安定財源確立に努めます。

(3) 寄付型自動販売機の設置

関係事業者の協力のもと、趣旨に賛同いただける事業所・団体に対し設置依頼を行い、安定財源の確保に努めます。

(4) 募金箱の設置

関係機関・団体及び法人賛助会員等を中心に被害者支援募金箱の設置を依頼し、安定財源の確保に努めます。

(5) ホンデリング事業の継続と拡大

平成25年度から実施しているホンデリング（～本で広がる支援の輪～）事業を継続して実施するとともに、市町村・学校関係者等に支援の協力を依頼します。

10 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援サービス（SARASA）」の充実

奈良県産婦人科医会との連携により設置した性暴力被害者専用電話（SARASA）は、性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援を提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、健康の回復を図るとともに警察への届出を促進し、被害の潜在化防止を図ることを目的としており、その認知向上を図るための広報活動を推進します。

11 会議等の開催

定時総会の開催 …6月14（水）開催予定

理事会の開催 …年間4～5回開催

以上